

随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小嶋 正道

藤川 仁司

第2 監査の種類

保管現金等（現金取扱事務）に関する監査

第3 監査の概要

1 監査の実施日

平成30年10月9日から平成30年10月25日まで

2 監査の対象とした部課

市民協働部 協働推進課 税務課 市民課

経済環境部 環境課

3 監査の対象とした事項及び範囲

現金取扱員の現金等の出納及び保管に関する事務

4 監査の着眼点及び実施方法

みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則に基づき、現金取扱員による収納金の取扱い及び現金の保管が適正に行われているかを主眼とし、以下の事項に着眼して、保管現金等の実査及び収納金出納簿等関係書類との照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施しました。

- (1) みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則第8条に基づき、収納金出納簿は整備されているか。
- (2) 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。また、日々出納関係帳簿等の点検を行っているか。
- (3) 収納金は、遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。
- (4) 出納金・釣銭は、適正に保管されているか。また、私金と混同していないか。
- (5) 現物は、現金出納簿、出納金出納簿等の金額と一致しているか。
- (6) 現金取扱員に任命された者が、現金を取り扱っているか。
- (7) 切手等現金に準ずるものについて、帳簿等により保管及び使用状況を把握するなど適切に管理しているか。

第4 監査の結果

以下、監査対象課ごとに前記着眼点に沿って監査を実施しましたので、その結果を報告します。

1 協働推進課（市民活動センター）

平成30年10月9日午後2時25分から、協働推進課長及び副主幹並びに担当者立会いのもと監査を実施しました。

コピー機つり銭は、鍵のかかるコピー機料金受けに、すべて入れられており、私金との混同はありませんでした。また、コピー機料金受けの鍵は、協働推進課が施錠できる場所に適正に保管されていました。

市が市民活動センター施設受付等管理業務を委託している特定非営利活動法人あいちNPO市民ネットワークセンターが、契約書に基づきコピー機内の使用料を集金し、コピー機のメーター数と照合・確認後、協働推進課まで現金の輸送をしていました。

現金取扱員に任命された職員が、輸送された現金とコピー機のメーター数が記載されているレシートを確認し、指定金融機関に使用料を納入していました。

監査当日の現金は、現金出納簿及び収納金出納簿の金額と一致していました。

2 環境課

平成30年10月9日午後2時50分から、担当者立会いのもと監査を実施しました。

ごみ袋・し尿汲取りのつり銭は、手持ち金庫に保管されており、保管現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。なお、手持ち金庫については施錠できる場所に適正に保管されていました。

また、監査当日の現金は、現金出納簿及び収納金出納簿の金額と一致していました。

現金の取り扱いは、すべて現金取扱員に任命された職員が行っていました。

また、現金に準ずるものとして、みよし市指定ごみ袋、（燃えるごみ袋（大及び小）、燃えないごみ袋（陶磁器・ガラス）及び（金属））、粗大ごみシール及びし尿汲取り券については施錠できる場所に適正に保管されていました。

当日の在庫数は、受払簿及び購入受付簿の残数と一致していました。

3 税務課

平成30年10月9日午後3時20分から、税務課長及び副主幹立会いのもと監査を実施しました。

つり銭は、開庁時には税務課窓口レジ内で保管し、閉庁時には手持ち金庫に入れ、施錠できる場所に適正に管理されていました。

レジ内の現金を確認した結果、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。

監査当日の現金は、現金出納簿及び収納金出納簿の金額と一致していました。
現金の取り扱いは、すべて現金取扱員に任命された職員が行っていました。

4 市民課

平成30年10月9日午後3時35分から、市民課長及び副主幹立会いのもと監査を実施しました。

つり銭は、開庁時には市民課窓口レジ内で保管し、閉庁時には手持ち金庫に入れ、施錠のできる場所に適正に管理されていました。

レジ内の現金を確認した結果、つり銭と当日分手数料集計後の収入金及び郵送での申請に伴う定額小為替が保管されており、他の現金はなく、私金との混同はありませんでした。監査当日の手持ち金庫の現金は、現金出納簿及び収納金出納簿の金額と一致していました。

郵便はがきの管理は、はがき受払簿で管理されていました。郵便はがきは施錠できる書庫の中に保管されており、帳簿と郵便はがきの数も一致していました。

第5 まとめ

各監査対象課における現金取扱事務は、みよし市予算決算会計規則、みよし市出納員及び現金取扱員に関する規則等に基づいて概ね適正に処理されていると認められました。